

かさまつまちづくりガイド

—町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します—

⑬ ～不妊症診断検査費・特定不妊治療費の一部助成が始まります～

子どもがほしいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける夫婦が増加しています。しかし不妊の治療を受けることは、身体的、精神的な負担も大きいうえに、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない人も少なくありません。そこで、町では不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成し、子育て支援の一環として子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

＊不妊症とは…

一般に、子どもを作ろうと思ってから、2年以上たっても子どもができない場合を不妊症といいます。初めての妊娠を望む人だけでなく、一人目が自然に妊娠した人でも、第二子以降に不妊になる人もいます。もし、不妊かもと思ったら早めに医療機関を受診されることをおすすめします。

＊不妊症の原因と検査…

不妊症の原因には男性側の原因（男性因子）と女性側の原因（排卵障害・卵管障害など）があります。その原因を見つけるためにいろいろな検査がありますので、まずは検査を受けることをおすすめします。しかし検査は保険診療のものと保険外診療のものがあり費用もかなりかかります。**そこで町では、4月から不妊症の原因を見つけるための不妊症診断検査費用の一部を助成します。**

＊特定不妊治療とは…

不妊治療にはいろいろな治療法がありますが、特定不妊治療とは保険外診療である体外受精・顕微授精のことをいいます。培養器で卵子と精子を混ぜて受精させる「体外受精」と顕微鏡を使って精子を卵子に直接注入する「顕微授精」は、どちらも保険適用外で治療費は全額自己負担となります。すでに岐阜県ではこの特定不妊治療費の助成事業を実施していますが、**町でも4月から治療費の一部を助成します。**

●特定不妊治療費等助成事業

	不妊症診断検査	特定不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦 夫婦のいずれか一方または両方が笠松町に住所を有する人	
所得制限	所得制限なし	前年の所得が730万円未満(夫婦の所得の合計)
助成の額	3万円	治療1回につき10万円
助成の回数	1回	1年度あたり2回まで
助成期間		5年間
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関
申請方法	検査または治療が終了後、必要書類を添えて福祉健康課へ申請してください。	

【問合先】福祉健康課・健康担当 ☎388-7171